

休業要請対象一覧

令和2年4月30日現在

1 休業要請の対象となる施設

種類	施設	営業活動に必要な許可・届	休業要請		備考	
			1,000㎡超	1,000㎡以下		
遊興施設等	キャバレー	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律による許可。 バーやスナックは風営法の許可ではなく飲食店営業許可で営業しているところがある。その場合は深夜酒類提供飲食店営業の届出を出していれば可とし、届けの控えがある場合は提出。控えがない場合は提出不要（誓約書を提出していることで虚偽の申請はしていないものとして扱うこととする）。飲食店の営業許可の提出は必要。	対象	対象		
	ナイトクラブ					
	ダンスホール					
	バー					
	個室付浴場業に係る公衆浴場					
	ストリップ劇場					
	ネットカフェ					
	漫画喫茶					
	スナック					
	ダーツバー					
	パブ					
	性風俗店					
	デリバリーヘルス					
	射的場					
	カラオケボックス					飲食店営業許可。深夜酒類提供飲食店営業の届出をしている場合は届けの控え。届けの控えがない場合は提出不要。
ライブハウス	特になし					
勝馬投票券販売所	競馬法による許可					
場外車券売場	・競輪…自転車競技法による許可 ・オートレース…小型自動車競走法による許可					
運動、遊技施設等	マージャン店	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律による許可	対象	対象	※1 屋外施設は対象外とする。 ※2 観客席部分については、対象とする。	
	パチンコ屋					
	ゲームセンターなどの遊技場					
	体育館					特になし
	水泳場 ※1					特になし
	ボウリング場					特になし
	スポーツクラブなどの運動施設 ※1					トレーニングジムの開業の場合、設備や規模によって、関連法規（公衆浴場法、食品衛生法等）の関係で営業に必要な許可・届出をしている。その全ての許可・届出の写しを提出してもらおう。届けの控えがない場合は提出不要。 マンションの一室・貸しスペースなどで教室を定期的に関開場合は税務署・市町への開業届を出している人もいるが、開業届は求めない。
	スケート場 ※1					特になし
	ゴルフ練習場 ※1					特になし
	バットニング練習場 ※1					特になし
	陸上競技場 ※1 ※2					特になし
	野球場 ※1 ※2					特になし
	テニス場 ※1 ※2					特になし
	柔剣道場					特になし
	弓道場 ※1					特になし
ヨガスタジオ	特になし					
テーマパーク						
遊園地						
劇場等	劇場	興行場法による許可	対象	対象		
	観覧場					
	映画館					
	演芸場					
	プラネタリウム					